



罪を犯した少年の 立ち直りを支えるために



非行少年と呼ばれる子どもたちの現状と背景
少年法適用年齢引き下げの影響は？

日時：2017年4月29日(土) 14:00~16:30 参加費：500円

会場：早良市民センター 第1会議室

(研究会員無料)

※どなたでもご参加いただけます

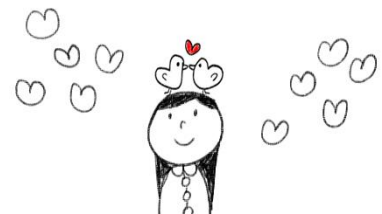
講師 小坂昌司さん

〔弁護士 宗像市子どもの権利救済委員
そだちの樹〕

子どもの犯罪は環境による要因が大きく影響しています。その一方、子どもには立ち直る力があり、教育・福祉的な対応をすることで、再犯を防ぎやすいことがわかっています。また子どもが罪を犯してしまったということは、成長にふさわしい環境を提供できなかったという点で社会の責任でもあります。少年法はこのような考えのもと、子どもが罪を犯したときには、大人の場合とは異なり、家庭裁判所を中心とした少年司法の手続きで扱われることとなっています。

今回は弁護士として非行少年たちに寄り添った経験から、非行少年の現状やその背景、少年法によって子どもたちがどのように扱われているのか等のお話を聞き、少年犯罪を予防するために私たちができることについて考えてみたいと思います。

また、選挙権の年齢が18歳に引き下げられたことから、現在少年法の適用年齢が20歳から18歳未満に引き下げられようとしています。この是非についても考えていきましょう。



参加申込は、お名前、団体名(なければ無記入で)連絡先を、下記事務局へメールかFAX、電話でお知らせください。下記HPからもお申込みできます。

◆主催：福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会

＜申込み・問い合わせ先＞

事務局：(特)子どもNPOセンター福岡
TEL・FAX 092-716-5095
E-mail kodomo-npo.cf@rose.ocn.ne.jp
URL <http://kodomonpo.main.jp/index.html>

＜会場アクセス＞

西鉄バス

「藤崎バスターミナル」下車 直上階

地下鉄空港線

「藤崎駅」下車 2番出口

車

駐車場可能台数 12台

※できるだけ地下鉄・バスなどの公共交通機関をご利用ください

電話 092-831-2321